

○7番（鷺田 昭男君）            こんにちは。

それではただいまから一般質問をさせていただきます。

昨日、同僚議員からも発言がありましたが、今年の6月末で国の借金が1,000兆円を突破したということで、銀行約1億2,700万円ということだそうですが、国民1人当たり約800万円の借金となるということでございます。子や孫に借金を残さないような政策を強く望みたいものであります。

さらにこれも昨日、同僚議員から質問があった消費税でございますが、平成26年4月から8%、平成27年10月から10%の増税が予定をされております。これが我々国民にとって負担となり、現在やや上向きとなっております日本経済に悪影響を及ぼすことにならないように、心から心配をしているところでございます。

また、今年の夏は異常気象と言われまして、これまでにない猛暑となり、水不足によって農家の皆さんや飲料水に影響を与えております。水の大切さを真剣に考える必要があるというふうに考えております。

それでは本題に入ります。

私からは1つ目、四日市市水道施設取水場について、2つ目、オレンジバスの運行について、3つ目、職員の組織強化、さらに4つ目、戸籍住民票の交付についての4点について、質問をさせていただきます。

1つ目、水道施設取水場について、お伺いをいたします。

結論が出ていることについて質問をするつもりは毛頭ございません。しかし私の質問の中で、これまでのことについて結果として申し上げることはございますので、ご理解のほど、よろしくお願いをいたします。

それでは内容に入ります。

まず東員町地内における取水場（土地は四日市市が所有をしております）における水問題は協力金について、3自治会とは和解という結末となっております。和解は期限を切って支払うということで、それ以後については出さないというふうな和解であったと思います。

水は大切な資源であります。水は生活上不可欠であり、子々孫々に至るまで安全な水を残すべきだと考えております。町として和解された後、かなり時間が経過をしております。この水問題について、協議をされましたか。されたのであれば内容を、また方針等があれば伺いたいと思います。

3自治会とは長深、山田、中上地区に取水場が1カ所あり、合計3カ所の取水場があります。今年の夏も通常どおり送水されているということを知っておりますので、よろしくお願いをいたします。

答弁のほど、よろしくお願いたします。

○議長（藤田 興一君）            樋口和人副町長。

○副町長（樋口 和人君）            おはようございます。

鷺田議員のほうから、四日市市水道取水場についてのご質問をいただきました。お答えを申し上げます。

平成22年12月9日、四日市市と取水に対する地元協力金について、山田、長深、中上の3自治会と、また、国有資産等所在市町村交付金について、本町との間で裁判により和解が成立いたしました。

本町といたしましては、和解条項に基づき、平成22年12月17日付で、四日市市長に対し、水源の保護に係る施策の実施の協力を要請し、平成23年度から東員町・四日市市水道水源保護施策検討会を設置し、員弁川水系地下水源の保護の調査研究を行い、地下水及び環境保全に取り組んでいるところでございます。

この取り組みについても、和解条項の中にそうしなさいということが書かれていますので、そのことについてやられておるというところでございます。

また、平成23年度からは、国有資産等所在市町村交付金として、毎年140万円余の納付をいただいておりますし、水源保護に関する調査に要した費用の7割、平成23年度は155万円余、平成24年度は137万円余を負担していただいております。

この国有資産等所在市町村交付金と申しますのは、行政間でそれぞれ違うところで施設を持つ場合、その施設、あるいは土地に固定資産を免除するという法律がございます。ですから四日市市さんが、今、山田地内に持っておられる、そういう水源池等の土地には固定資産がかかっておりません。そのかわり、こういった国有資産等所在市町村交付金として、固定資産見合いのお金を四日市市さんから本町にいただいておりますという中身でございます。

現在までの経過でございますが、平成23年8月29日より、地下水保全関連事業庁内検討会において地下水保全事業の洗い出しを行い、11月8日に東員町・四日市市水道水源保護施策検討会を立ち上げ、本町建設部長を中心に、四日市市は、上下水道局管理部長、技術部長以下関係課長を、東員町は総務部長、生活福祉部長以下関係部局長を委員とし、両市町で検討を重ねてまいりました。

その結果、当初は17件の地下水保全事業がございました。内容を精査した結果、現在6件の事業について、協議をさせていただいております。

また、平成23年度から平成24年度の2年間、三重大学に協力を依頼し、東員町の水源保護地域を指定するために、現地における地形地質調査、電気探査、測水調査を行い、地下水の流動形態の実態解明、季節による変動幅、河川水との交流など、涵養域の推定調査を行い、本年8月19日には東員町水源保護審議会に諮問し、水源保護地域の指定に関する意見をいただいたところでございます。

現在、東員町全域を水源保護地域指定するための事務手続きを行っているところでございます。

今後も四日市市上下水道局と水源保護が図られるよう、事業内容について検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

なお、当然ではございますが、経費の負担については、本町、四日市市がそれぞれ応分の負担をすることといたしておりますので、よろしくご理解を賜りたいと、お願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） ありがとうございます。

今、副町長のほうからるる説明をいただきました。直接的に東員町に対していろんな面で貢献をしているというところは、まだちょっと見えてこない点もありますが、大切なこととして、さまざまな事業が進められているということについては理解をさせていただきます。

それでは再質問をさせていただきます。

3自治会には昭和48年から平成19年度まで協力金が支払われておりました。しかし平成20年度から和解が成立するまでの年度は少々遅れていた経過があるのも事実と思います。この協力金が支払われなくなった理由の1つに、法的根拠がないから支払いができない、とのことであろうと思いますが、飲み水は以前はただで、私の小さいころですが、無尽蔵というような意識があったように思います。しかし今日、水は特に飲料水はただではありません。金で買う時代であります。

私は、水は大切な東員町の資源であるというふうに理解をしております。町はこの水資源について、根拠がないから、今るる説明はありましたが、それ以上の議論についてできないのかどうかというのを教えてください。

○議長（藤田 興一君） 樋口副町長。

○副町長（樋口 和人君） 大変申しわけございませんが、議論がないのかどうかというのが少しわかりにくいものですから、もう少し質問を具体的にお願いしたいと思います。すみません。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） それでは質問をいたします。

以前は協力金を支払っておりました。しかしながら現在は協力金という形では当然支払っておりません。しかしながらその他の、今、副町長からるる説明がございました事業的なことはされております。しかしながら私は今質問したように、飲料水というのはただではないと思うんです。だからそれに相応するような負担を四日市市さんに求めるようにするためには、要するに法的根拠が必要というふうなことが言われておりますので、法的根拠が何もないのに東員町として応分の負担はできないのかというのをちょっと教えてもらいたい。

○議長（藤田 興一君） 樋口副町長。

○副町長（樋口 和人君） 法的根拠がございませんので、四日市市に東員町内で水を取っているから何かよこせというような話は、今の段階というより、和解結審がついた後では言えませんし、もちろん言う必要もないかと、そういうふうに理解をしております。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） 答弁をいただきましたが、私の調べた中には、法的な根拠、あるいは根拠があれば四日市市さんもそれに応ずるような形の文面も見させていただきました。

今の副町長の答弁によりますと、法的根拠がないから、東員町についてはそれに応分な負担ができないということだと思っておりますが、これは解釈の仕方でありますので、いつまでも議論していても同じと思いますが、私は法的根拠がなければ、それを考えていただいて、東員町に、また後で質問しますが、少しでも負担をしていただくような形を考えていただきたいというのが、この私の質問の趣旨ですので、よろしく願います。

○議長（藤田 興一君） 樋口副町長。

○副町長（樋口 和人君） 答弁に誤解があったようでございます。

もとよりこの訴訟は東員町さんのほうが、要するに四日市市が申し入れた協力金というのは、もうここら辺でやめていただきたいということに対して、そら困るということで法上で争われました。法上で争われた中に、私が申し上げた法的根拠というのは、水は公水と申しまして、どこのご家庭でも、だれに遠慮なく井戸を掘って飲むことは可能です。皆さん、どこでもそうやと思います。そのように自分の土地から出てくる水については、それは活用して構いませんよというのが、要するに日本の水に対する法的な見解でございますので、四日市市は土地を買ってそこから水を上げる。ただ、その時点でいろいろ周辺の自治会さんにご協力をいただくということで、協力金を払わせていただいた経過はございますが、昭和48年からずっと、かなりの額を払ってきたということで、何とかそれをもう少し協議をさせていただいて少なくしていただかないかという表現の中で、いやそれはあかんということで。

○議長（藤田 興一君） 副町長、それは反問ですか。

○副町長（樋口 和人君） 説明です。その結果がこの和解調書でございます。

この和解調書の中身は、むろん、和解の金額とか、その当時の地域に対するお金、数字があるんですが、ここではもう割愛しますが、そういうことを支払われるのと同時に、昭和48年の覚え書きについても、今後一切関係なくするということと、請求を今後一切しないということまで、この和解文の中に書かれて、当議会でもそれを承認をされ、そして今日に至っておりますので、今ここで改めて四日市市に対して、この水のことに関して請求するということが、こんな言い方がいいのか

どうかわかりませんが、民主主義の法治国家の中では、役場がそういうことは取りづらい。役場というよりも、東員町そのものが無法呼ばわりされることもあるやもしれませんので、それは私どもとしても、しにくいからできませんということをお断りを申し上げていることをございますので、私の答弁の足らず前のところを今、補足をさせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） ありがとうございます。

副町長の言わんとすることはわからんことはないですが、私どもの頭の中では、今言われた公水という発言がありました。公水は私の頭の中にはありません。そういう言葉は、どこからくんで来られたかわかりませんが、私の頭の中には公水というのは考えておりません。

そうなりますと、今言われたように法的根拠がないからこれまでも議論はしてこなかった。ただし、いろんな事業はされております。私が言いましたように、東員町から求めることについては今後も議論はされないということで理解していいですかね。はい、わかりました。

それでは次に再質問をいたします。

取水場の施設の建設当時は3自治会の役員さんの大変な苦労や、地主と、それから各地域の皆さんの協力があって建設ができたものと聞いております。このことが地元の協力金として支払われていったものというふうに私は推察するところがございます。間違っているかもわかりませんが。

そこで伺いますが、3つの取水場から四日市市まで、東員町の土地を経過して導水管が走ってます。管は永久に耐えるものでもございません。腐食や災害等によって修理が必要なときも必ずやってきます。現在の四日市市との関係のまま町的所有物件に触れる場合などについてはどのような対応をとられるのか、お伺いします。

○議長（藤田 興一君） 樋口副町長。

○副町長（樋口 和人君） 鷺田議員のほうからは、今後施設更新があったときにどんなふうな対応をするのかということでございます。

これも引き合いに出すといかんかなとは思いつつも、そういったことも今後の将来の施設更新についても、この和解の中にも協力しなさいよということが書かれており、今現在、四日市市上下水道局さんは、地元の自治会が山田の自治会、それから中上の自治会でございますが、いわゆる草を刈っていただくとか、地元でしかできないそういうのをお世話いただくことで、受委託の契約を結んで、年間お金は申し上げられませんが、委託をして、山田の、あるいは中上の地元の皆様にお世話になっておるということでございますので、日ごろからそういった関係を結び、忠実にこれを履行しておりますので、更新時にいろんなトラブルがあるということは考

えにくいのではないのかなというふうに思いますし、もしそういうことになったとしても、そのときに担当レベルでの円滑な解決が図られるものと思われまますので、私どもとしてはそれに期待したい、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） ありがとうございます。

3自治会のほうには、今、副町長から何ら心配はありませんという答弁をいただきましたので、それが事実であれば、それはそれとしてお認めをいたします。ただもう1つ、町の所有物件に触れる場合については、はいどうぞという形でやっていただくのかどうか、お伺いします。

○議長（藤田 興一君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 町の物件に触れる場合は、これは協定に基づきまして、それなりに協力を申し上げるとというのが東員町の立場であろうかと思えます。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） 今、町長のほうから修理があれば町も協力していくということでございますが、果たして今のような状態で、四日市市さんの言うとおりに協力していくことがベターなのかどうかというのは、ちょっと疑問を抱くところでございます。

もう1つ質問をさせていただきます。

行政区の違う四日市市さんに水質のよい水をくみ上げて、東員町から四日市市の皆さんに提供している、さらに現在四日市市は一部の水道水を買っているということも事実だと思います。東員町から取水している水を無料で四日市市民の方に提供しているのならともかく、有料で水道水として、私に言わせれば商売をしているというところに問題があつて、副町長答えていただいた中に、法的根拠はないからと言われましたが、私はこれは法的根拠より、さらに確実な現実の姿であると思えます。法治国家でありますので、法以外で話し合いによる解決も多くあります。

例えば日本の国内で現在水資源について、あるいは水の権利を求めて外国ともめているという話も聞いております。隣接する四日市市とけんかするのではなくて、今後親密な関係を守っていくことにより、問題が容易になるためにも、水問題について、最初に副町長は根拠がないから議論をすることは今後難しいということをおっしゃられましたが、私は今も説明したとおり、法的根拠やなしに、現実こういう姿があるのだから、四日市さんと協議をしてもらいたい、あるいは前向きな議論ができないものかなということをご期待をしております。

もう一度この件について、副町長のほうから答弁を求めます。

○議長（藤田 興一君） 樋口副町長。

○副町長（樋口 和人君） おっしゃるとおり、商売というか、公営企業として、私どもと上下水道局の水道事業者も町長が管理者ですが、同様に商売というのか、お言葉をかりると商売をしております。

ただ、水を売ってるのではなくて、水は公水ですので、それをくみ上げて、くみ上げたものに対して、くみ上げるための費用、それからメンテナンス費用、それから配管するための資機材、こういったものにお金がかかるものですから、その使用料という形で、水代という形でいただいております。これはどこの上下水道局も、日本の水道事業をやっているところは、それが考え方でございますので、水そのものをいくらで売るということは今現在してません。

ただ一般に、メーカーが水を今売られていますについては、加工するとか、付加価値をつけて売られるというケースはありますが、水はご存じのように命の源でございますので、水を商売にするというよりは、それを配水する経費を皆さんに負担をしていただいて、それを経営母体に行っているというのが水道事業の経営の考え方でございますので、あくまで水は公水、だれのものでもないということが、どこかという話ですが、どなたに聞いていただいても間違いございませんので、私どもとしてはそういう考え方でございます。

以上です。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） 水道料金は使用料という言葉ですが、私はその意味はちょっと解することはできませんが、時間もございませんので、もう1点だけ質問させていただきます。

取水量を見てもみますと、1日当たり、四日市市に送られている水は東員町地内の3カ所の施設から平均して2万トン強の水であります。これに対して東員町の水道水は1日当たり約8,000トン、四日市市に約3倍ぐらい行っているわけですね。災害等については、必ずやってくると言われておりますので、災害当時の水の心配もでございますので、現在の四日市市のくみ上げておる取水量について、東員町と何か約束事等がございましたらお教えいただきたいと思っております。

○議長（藤田 興一君） 藤井建設部長。

○建設部長（藤井 浩二君） お答え申し上げます。

今、鷺田議員からご指摘がありましたとおり、四日市市は日量約2万1,000トン、私どもからくみ上げておりますが、以前の和解協定の前までは、日量3万トンまでという制限をつけて、四日市市と協定を結んでおりましたが、和解を受けて協定がなくなりました。

今現在、私どもきちっと報告をいただいております数値は、ご指摘のとおり2万1,000トン強でございますので、それ以内でございますし、私ども四日市市さんと協議をさせていただく中で、あくまでも紳士協定という形をとらせていただい

て、私どもの付近の水源に影響に出ないことが第一条件ですよということは十分理解していただいておりますし、そのもとで水源法についても両市町で考えておりますので、その辺はご安心いただければと考えております。

以上でございます。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） ありがとうございます。

私と部長の間で話し合いをするなら、それで私は理解できますが、相手は四日市市さんなんですから、やはり約束事というものは、紙ですか、あるいは形を残して、1日3万トン以上はだめです、あるいは災害時については、悪いけども、もし東員町の水道が出ない場合は、四日市市さんの水道を東員町に回してくださいよというぐらいの形の協定書なり、約束事のことを紙で残してもらえないかなというふうに思いますが、その点はどうですか。

○議長（藤田 興一君） 藤井建設部長。

○建設部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

私ども今現在、四日市市と協議を行っておりますのは、和解条項に基づきまして、四日市市さんと政策検討会を立ち上げる時に設置趣意書というのをつくっております。これは四日市市の水道事業管理者と東員町長の間で結ばせていただいているところでございますが、その中にあくまでも将来、水道の減少や水質の変化等云々で両市町で、ということ書かれております。

今、鷺田議員からご提案をいただきましたとについては、私も大変重要なことと感じておりますので、この趣意書に基づき、検討会で、またそのこともお話をさせていただいて、四日市市とそういう協定を結ばせていただく方向で検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） 部長のお言葉ですので信用はしたいのですが、これはいつごろまでにやっていただけますか。

○議長（藤田 興一君） 藤井建設部長。

○建設部長（藤井 浩二君） 現在、日量2万1,000トン強でございますので、その点につきましての詰めはしないと、3万トンであればかなりの余裕もございますので、四日市市も受けていただきやすいかなとは思っておりますが、その辺の数値の詰め、また災害時の応援協定は、当然これは両市町で行うべきだと考えておりますので、その辺は早く着手して、責任を持っておりますのは、今年度の間では何とか方向性を見出していきたい、また案などをつくってご提案をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。



○7番（鷺田 昭男君） 今年度中に方向性を決めるということでございますので、少なくとも水の量の制限については早急に協定を結んでいただくようお願いをいたしまして、この質問は終わらせていただきます。

次に2点目、オレンジバスの運行についてということで、今年の年末には、今議論されております大型スーパーがオープンされる予定でございます。買物も、これまでとは異なり、バスを利用しない地域の方も、恐らくバスが走れば利用される方もおみえと思います。特に高齢者の皆さんが利用できるような路線に早急に変更できないものか、お伺いをいたします。

これまで変更された路線を復活するのではなくて、人の流れが大きく変わる可能性がありますので、現在公共交通等について、さまざまな検討がなされていることは承知をいたしておりますが、狭いなど、あるいは障害のある道路は別として、多くは望めませんが、現在オレンジバスの走っていない路線に早急に変更できないものか、お伺いをいたします。

○議長（藤田 興一君） 樋口和人副町長。

○副町長（樋口 和人君） 鷺田議員のほうから、イオンモール東員のオープンに伴う高齢者の皆さんの利用が可能となるようなオレンジバスを路線変更できないかというご質問でございます。

お答えをいたします。イオンモール東員がオープンをいたしますと、国道365号はもとより、周辺の町道や旧365号が、今でも一般の通勤者が通っております。それに加えてイオンの従業員、あるいはイオンの利用者などが輻輳し、かなりの交通渋滞が予測をされます。当然交通渋滞が予測されるということは、交通安全等にも大きく影響をいたしますことから、非常に危惧するところでございます。

そういったことが、かなり予想もされるわけなんですけど、まだ先般の建設部長の答弁でもありましたように、交通計画についてはこれからというような話を、イオンさんのほうが、まだ提出されていないということでございますので、なかなかどのようになるのかが見通しづらいということから、オレンジバスの利用者の皆さんの混乱を避けるためにも、この様子をしばらく見てみないと、なかなか路線の位置がはっきりしないということもございます。そういったことをきちっと検証した後に、交通の流れを確認をして、イオンモール東員内に用意していただいておりますバス停を、そこへ移転をしていきたいなというふうに思っております。あくまで混乱を避けるために、それがはっきりし次第、そういう方向にしていきたいなというふうに思ってます。

それまでは、今現在「歌舞伎公園バス停」というのが、オレンジバスでございますので、それを利用して、イオンモール東員にお出かけをいただきたいと考えております。

なお、今回のイオンモール東員のオープンに向けては、三岐バスさんが北勢線東員駅、イオンモール、それから三岐線山城駅を結ぶ直行バスと申しますか、その3点を結ぶバスを新たに設置していただけるそうでございます。この三岐バスさんにも公共交通会議を通して、例えば高齢者を拾ってくれないかとか、そういうお話も持ちかけたのでありますが、なかなか色よい返事をいただけなくて断念した経緯もございます。

この路線は、朝夕は従業員の通勤用にされる。昼間は買物客の移動手段として使っていただけるということでございますので、こちらのバスを利用していただき、しばらくご辛抱願えないかと、そんなふうに思っておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） ありがとうございます。

急なことでございますけれども、できるだけ住民の方々に利用していただけるオレンジバスを走らせていただくということでお願いをしていきたいと思っております。

それでは3点目、職員強化についてということで、4月に新しく組織が変更となり、理事、参事などが新設されましたが、十分に機能されておるとお思いですか。さらに私の見た限りでは、あまり発揮されていないように思われますが、実情についてお伺いをいたします。

○議長（藤田 興一君） 樋口和人副町長。

○副町長（樋口 和人君） 職員の組織強化についてのご質問をいただきました。

高度化、多様化する住民ニーズに対し、柔軟な対応を可能とする組織とし、積極的に課題への対応ができるよう、限られた人的資源を効果的にかつ戦略的に活用するため、今年の4月から新たな職を設け、組織の見直しをさせていただいたところでございます。

ご指摘の理事、副参事、調整監等の役職につきましては、重要事業を円滑かつ確実に実施するためには、必要な部署に配置をさせていただいたところでございます。

本年3月議会で大崎議員、6月議会におきましては、上原議員のほうから一般質問でもお答えをいたしましたところでございますが、具体的に申し上げますと、ごみ減量化とリサイクルの推進を強化する必要があることから、環境資源担当理事を設けさせていただきました。

また、健康保険課におきましては、新たに設けた副参事が、医療費の増嵩による保険料の高額化など、国民健康保険のさまざまな課題に対応するため、保険年金業務を特定の事務として配属をさせたところでございます。

それと産業課におきましては、新たに設けた調整監が、迅速化と正確性が求められます地籍の調査業務を、特定の事務として所掌をしているところでございます。

なお、主幹、主査については、経験のある中堅職員を柔軟に配置ができるように設けたものでございまして、それぞれの部署において特定の事務を所掌していただいております。

議員からは、なかなか機能してないのではないかというご懸念をいただいております。まだ配置後5カ月でございますので、それぞれの課題解決に向かって取り組みを進めているところではございますが、そういったご心配をいただいたことから、関係部長や関係課長にヒヤリングをしたところ、一生懸命働いていただいているということを私のほうにもお聞き届けをしていただきましたので、いましばらく安心かなと。

ただ、今後は、それらの効果の見きわめや検証を行って、あくまでも住民ニーズや行政課題に対応するための組織として活用し、皆様に、なるだけ住民サービスの低下を招かないようにしていきたいなど、そういうふうに思っておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） ありがとうございます。

ちょっと質問をさせていただきます。

職員の体制に関連してということで、今回の補正予算に臨時職員の賃金が計上されております。この臨時職員の業務が通常業務であれば、なぜこの4月に職員体制が大きく変わった時に、その分として加配、あるいは職員の増加の措置がとられなかったのかなというふうな気持ちを持っております。どういう理由で今挙げられたのか。詳しいことは委員会のほうで、また質疑があると思っておりますので、大まかな理由だけ、お答えをいただきたい。

○議長（藤田 興一君） 樋口副町長。

○副町長（樋口 和人君） 今9月議会の補正予算で、臨時職員の費用を補正計上させていただいております。

この件につきましては、議員ご指摘のように4月の人事異動でつぶさに検証しながら仕事量を割り出して人事配置をするのが当然よかったわけなんです、たまたま職員の健康のことや、それから鷺田議員のほうからは、監査の時に十分人が足らなかつたらつけたらいいやないかということまでいただいております、その辺については、そういうことが予測不可能であったということと、私どものほうの、ある意味きっちりとした検証をしてなかった結果だと少し反省をしておりますので。しかし仕事が回らないというわけにもいきませんので、できるだけ事務補助をしていただく仕事を臨時職員さんにさせていただこうということで補正を上げさ

させていただきますので、この場をかりてどうぞご審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） 副町長から反省を、ということでございます。私のことであまり言いたくはないのですが、事実昨年ですか、監査をさせていただいた時に、今の体制で果たしてできるのかなということで、もっと増やしてもらえというのは、私事実、言った覚えがございます。であれば本来は4月の時点で増やしてもらっておけば、このような形が出てこなかったのと違うかなというふうに思います。

今後こういうことがないように、4月の人事異動の時には全体を見ていただいて、職員の多いところというのは、今恐らく行政の中では、みんな絞られてきておりますので、ないとは思いますが、仕事の区分によって、この区分については少し我慢をしていただいて、このところに変えようかというふうなことも十分検討していただいて、職員体制をやっていただきたいというふうに思います。

この点について、再度、副町長から、今後の方針について説明をお願いいたします。

○議長（藤田 興一君） 樋口副町長。

○副町長（樋口 和人君） お答えをさせていただきます。

ありがとうございます。いたずらに職員を増やすというつもりは毛頭ございませんが、鷺田議員のほうからのご指摘もございますし、一番私どもが注意しないといかんのは、住民サービスの低下にならないような、あるいは無駄なことはやめるとか、そういったことも含めて、適正な作業計画を立ててまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） ありがとうございます。

4つ目の質問に移ります。

戸籍・住民票の交付についてということで、第三者に戸籍は住民票を発行していると思います。その件数と発行者について、またこれまでにトラブル等はあったかどうか、お伺いをいたします。

○議長（藤田 興一君） 岩田利弘生活福祉部長。

○生活福祉部長（岩田 利弘君） 鷺田議員の、戸籍・住民票の交付についてのご質問にお答えいたします。

1点目の第三者からの請求による戸籍や住民票の発行件数と発行者についてですが、第三者の請求とは、戸籍においては、戸籍に記載されている者、またはその配

偶者、直系親族以外の者、住民票にあつては、本人または本人と同一世帯に属する者以外からの交付請求に当たりますが、平成24年度1年間の発行件数の実績から申し上げますと、戸籍の謄本や抄本、附票の写し等の本人請求が4,310件、第三者請求が1,282件、住民票の写しや記載事項証明書等の本人請求が7,245件、第三者請求が953件で、合計本人請求が1万1,555件、第三者請求が2,235件となっております。

次に、第三者の発行者につきましては、大きく分けて3つの請求に大別されまして、1つ目が弁護士や司法書士、行政書士等からの職務上の請求、2つ目が、本人の委任状による代理人からの請求、3つ目が、金融機関等からの債権保全等による請求がございまして、昨年度の内訳を申し上げますと、職務上の請求につきましては952件、委任状による請求は695件、そして債権保全等による請求が588件となっております。

また、第三者からの請求方法の内訳につきましては、郵送による請求が1,002件、直接窓口での請求が1,233件となっております。

2点目の第三者に戸籍や住民票を発行したことによるトラブルの有無でございしますが、本町では現在のところ、不正な交付請求は確認しておりませんが、新聞報道等により不正請求等が報じられており、厳格な対応をいたしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） 詳細に答弁していただきまして、ありがとうございます。

そこでもう1つ聞きたいのですが、委任状云々はそれでいいとして、他市でもご存じだと思うんですが、本人通知制導入ということも現実に行われておるところがございまして。これが全てOKかという、少し疑問もなきにしもあらずなんですが、本人通知をしたほうが、本人たちが知らないうちに悪いことに使われたり、あるいは俗に言う学校の入学しているところをわかるような形になってしまうとか、いろんな問題があると思うんですが、本人通知を今後導入を考えているかどうか、教えてください。

○議長（藤田 興一君） 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長（岩田 利弘君） 先ほどご答弁が漏れましたけども、平成25年、今年5月24日、国会のほうで社会保障税番号制度が成立いたしまして、この制度の一部の中に、マイポータルという仕組みがございまして。この仕組みを使いまして、今後インターネットを使って本人通知制度、同様のサービスが可能となるということで、自分の個人情報につきまして、だれが、なぜ、いつアクセスしたのかを確認する機能が国のほうで考えられておりまして、平成29年1月から利用可能となりますので、それも並行して考えながら検討していきたいと考えております。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） 国の動きというものもあるんですが、私が聞きたかったのは、町のこういう本人通知制度を導入をされるのかされないのかというのをちょっと聞きたかったのですが、現実的には今の話でいきますと、なかなか導入は難しいということになろうかと思うんですが、そういうふうに理解させていただいていいですかね。

○議長（藤田 興一君） 岩田生活福祉部長。

○生活福祉部長（岩田 利弘君） 先ほどのマイポータルというのも、現実的には平成29年1月に実施ということも決まっておりますので、近隣市町の動向や状況も見せながら、いろいろ検討してまいりたいと考えております。

○議長（藤田 興一君） 鷺田議員。

○7番（鷺田 昭男君） くどいようで申しわけないが、マイポータルということは、答弁にありましたように、パソコンあるいはインターネット等でそれが見れるということなんですが、これから高齢化社会になったときに、果たしてそれを見る人がたくさんおるかどうかというのも私は疑問であって、それよりは本人さんに通知をしていただくということがベターではないかなというふうに思います。これは私の思いですので、一度検討されるときに、こういう意見があるということも頭に入れながら検討をしていただきたいと思います。

最後になりますが、1問目の四日市市水道については論点が非常に異なりまして、かみ合いません部分がたくさんありました。くどいようですが、水問題について、四日市市さんと今後も引き続き、いろんな事業については、私はそれはそれなりの成果があらうと思います。しかしながら現実に東員町の水を四日市市に送水しているというのは、これは歴然たる事実でございますので、それが果たして東員町から見ても、まあいいわ、四日市市さんやで送ったる、というふうに皆さんが見てもらっておるかどうかというのも十分頭に入れながら、私としてはさらに四日市市さんにご議論を重ねていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。